

## 農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について(農林水産大臣宛て)

支	公共測量の手続を行っていないため、他の測量計画機関等が測量成果を様々な用途に利活用できる状況となっていなかった契約に係る測量業務費相当額(直轄事業)(背景金額)7億2725万円
支	公共測量の手続を行っていないため、他の測量計画機関等が測量成果を様々な用途に利活用できる状況となっていなかった契約に係る測量業務費相当額に対する国庫補助金等交付額(補助事業)(背景金額)31億9466万円

### 1 農業農村整備事業等における公共測量の概要

#### (1) 農業農村整備事業等において実施する測量の概要

農林水産省は、土地改良法等に基づき農業農村整備事業等を、自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。そして、各事業主体は、農業農村整備事業等の一環として各種の測量を実施している。

#### (2) 公共測量の概要

測量法は、測量の重複を除き、測量の正確性を確保することなどを目的として、測量の実施の基準等を定めており、国又は公共団体が費用の全部又は一部を負担し又は補助して実施するなどする測量のうち、既設の基準点を2点以上使用して実施するなど、規模や精度に関する一定の要件を満たすものは、公共測量に該当することとなっている。そして、公共測量を実施する場合は、公共測量を計画する事業主体(以下「測量計画機関」)から国土地理院に計画書を提出して技術的助言を求めたり、測量計画機関から同院に測量成果を提出して審査を受け、当該測量成果について同院における一般の閲覧に供されたりするなどの公共測量の手続を行わなければならないこととなっている。

公共測量の手続を行うことにより、測量成果は、その精度が確保され、当該測量計画機関が実施する後続の工事等や他の測量計画機関が他の測量目的で実施する公共測量において基準として使用することができるようになるなど様々な用途に利活用されることになっている。そして、既成の測量成果が利活用されることで、測量の重複が省かれ、コスト縮減等の効果が発現されることになっている。

また、公共測量の測量成果のうちコンクリート部に金属標を埋設するなどした恒久的な標識(以下「永久標識」)が設置された基準点に係る情報については、同院が運用するインターネット上の「基準点成果等閲覧サービス」に掲載され、他の測量計画機関等がより簡単に閲覧することなどができるようになっている。

(注1) 全ての測量の基礎となる測量として国土地理院が実施する基本測量を除く。

(注2) 基準点 測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果(座標等)を有するもの

#### (3) 農業農村整備事業等に係る作業規程

同省は、測量法に基づき地方農政局等の測量計画機関が直轄事業において行う公共測量について「測量作業規程」を定め、国土交通大臣の承認を得ている。同規程は、主に測量の標準的な作業方法を定めているものであるが、公共測量の手続を適切な時期に行わなければならないことなどについても規定している。また、同省は、補助事業においても農業農村整備事業等に係る公共測量が適切に実施されるよう、都道府県に対して同規程を技術的な助言として参考送付するなどしている。

### 2 本院の検査結果

令和元、2両年度に、<sup>(注3)</sup> 国営かんがい排水事業等9事業の<sup>(注4)</sup> 農業農村整備事業等により4農政局管内の20<sup>(注5)</sup> 測量計画機関及び11県管内の139測量計画機関の計159<sup>(注6)</sup> 測量計画機関が締結した、公共測量に該当する測量に係る業務を含む契約計1,434契約(直轄事業102契約、契約額計22億2779万円のうち測量

業務費相当額計9億3760万円。補助事業1,332契約、契約額計109億9669万円(国庫補助金等交付額計62億4543万円)のうち測量業務費相当額計63億6490万円(同計35億7234万円))を対象として検査した。

上記1,434契約の9割以上に当たる145測量計画機関の1,341契約(直轄事業19測量計画機関85契約(測量業務費相当額計7億2725万円)、補助事業126測量計画機関1,256契約(測量業務費相当額計56億9431万円、国庫補助金等交付額計31億9466万円))における測量業務については、既設の基準点を2点以上使用するなどして、公共測量に該当するにもかかわらず、測量計画機関が同院に計画書及び測量成果を提出しておらず、公共測量の手続を行っていなかった。このため、上記の1,341契約に係る測量成果については、公共測量としての精度が確保されていることを客観的に確認できない状況になっていた。そして、これらの測量成果については、同院において一般の閲覧に供されておらず、また、このうち46契約については、永久標識が設置された基準点に係る情報が基準点成果等閲覧サービスにおいても掲載されていなかった。これらのことから、他の測量計画機関等が測量成果を様々な用途に活用できる状況となっていなかった。

そこで、上記の145測量計画機関に対して、同院に計画書及び測量成果を提出しなかった理由を確認したところ、公共測量に該当する場合には公共測量の手続を行うことが必要であること自体を知らなかったことによるものが558契約(上記の1,341契約に対する割合41.6%)となっていた。また、公共測量に該当する場合には公共測量の手続が必要であることは知っていたが、既設の基準点を2点以上使用するなどしていても、小規模な測量や後続の工事等で測量標が亡失する可能性が高い測量は公共測量に該当しないと誤解していたり、当該測量計画機関において従前から同種の測量について公共測量の手続を行っていなかった測量は公共測量に該当しないと誤解していたりするなど、測量計画機関の誤解によるものが647契約(同48.2%)となっていた。

そして、同省においては、前記のとおり、公共測量の手続を行わなければならないことについて、直轄事業に係る測量作業規程を定めたり、補助事業を実施する都道府県に対して同規程を参考送付したりするなどしているものの、同規程には、公共測量の手続に係る測量法の該当条項が挙げられているのみとなっていた。そして、同規程がそのような記載内容であるにもかかわらず、農業農村整備事業等の一環として実施する測量に関して、どのようなものが公共測量に該当するかなどについて事務連絡等を発出して周知するなどの対応も執っておらず、測量計画機関において公共測量の手続が適切に行われるために必要な指導又は助言を十分に行っていなかった。

(注3) 国営かんがい排水事業等9事業 国営かんがい排水事業、国営農地再編整備事業、国営総合農地防災事業、農業競争力強化基盤整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業

(注4) 4農政局 関東、東海、近畿、九州各農政局

(注5) 11県 栃木、長野、島根、岡山、徳島、香川、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(注6) 契約額100万円以上のものに限る。

### 3 本院が要求する改善の処置

同省において、測量計画機関が農業農村整備事業等の一環として測量を実施する場合には、公共測量に該当する測量について計画書及び測量成果を同院に提出するなどの公共測量の手続を適切に行うよう、地方農政局等の測量計画機関に対して十分に指導するとともに、地方農政局等を通じるなどして都道府県、市町村等の測量計画機関に対して十分に助言を行うなどの改善の処置を要求する。